

納期限内の賦課金納入にご協力をお願いします!

土地改良区の運営は、皆様の賦課金によってまかなわれております。各地区の特別賦課金は、ほ場整備事業等の償還、災害発生時のための基金の財源となります。

未納されますと、これらに支障をきたすこととなります。令和2年度賦課金をまだ納めていただいていない方は、至急納入して下さるようお願いいたします。どうしても納期限までに一括納付できない場合は、事前に賦課徴収係にご連絡いただければ、分割納入等のご相談をさせていただきます。何のご連絡もないままに未納されますと、税金同様、国税徴収法に準じて差し押さえ等の滞納処分をさせていただきますこととなりますので、必ずご連絡下さるようお願いいたします。

水路利用に関するお願い

刈り取った草やゴミを水路に流さないください。これらが詰まると水路があふれ、法面崩壊等の思わぬ災害を引き起こします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



(野中地区維持管理委員会ほ場内の適正に管理された排水路)

令和2年3月31日をもって
総務課 相馬 裕美 主事が定年退職となりました。永きに渡り新庄土地改良区の健全な運営にご尽力いただき感謝申し上げます。今後のご健勝とご活躍をお祈りいたします。

このような時は手続きをお忘れなく!

農業委員会等で手続きを行っても、土地改良区への届け出がなければ土地原簿や組合員名簿等台帳の修正、賦課金の変更は行われませんのでご注意ください。

下記に該当する場合は、必ず改良区へ届け出してくださいようお願いいたします。

① 組合員資格に変更があったとき(資格得喪通知)

☆売買、贈与、交換、農地中間管理事業を利用した賃貸借等により農地の移動があった場合

☆相続、経営移譲等により組合員名義の変更があった場合

② 賦課金負担を変更するとき(賦課金負担区分通知書)

☆農地の賃貸借等に伴い、農地の所有者と耕作者より①資格得喪通知と併せて賦課負担区分通知書を届出させていただきます。賦課通知書は賦課金負担区分通知書の内容で計算しております。経常賦課金、維持管理費、各事業地区特別賦課金の負担を変更予定がありましたら資格得喪通知と併せてご確認をお願いいたします。

③ 農地を転用するとき(地区除外申請書)

☆道路等公共用地の買収や宅地へ変更する場合

☆自己所有地の地目を変更する場合

☆所有権の移転を伴う地目変更をする場合尚、地区除外申請書には地区総代の同意(署名・捺印)が必要です。

④ 土地改良施設を使用するとき(土地改良施設他目的使用申請書)

☆農道・水路等を農作業以外で使用する場合

☆水路へ合併処理浄化槽の排水を放流する場合

尚、土地改良施設他目的使用申請書には、関係する地域の関係者(理事、総代、維持管理委員長、下流水利用利用者等)の同意(署名・捺印)が必要です。また、排水放流継続申請の時期は4月1日となっております。契約期間は5年間ですので、経過した場合は更新申請が必要となります。

⑤ 賦課金口座振替に変えるとき又は名義や指定 口座番号を変更したとき

上記届け出に関わる用紙は、改良区事務所にございますが、ホームページよりダウンロード(pdf)することができます。記入方法等についてお電話での問い合わせも承っておりますので、是非ご利用ください!

【編集後記】

昨年は暖冬により極端に降雪量が少なく、春の渇水、新型コロナ1ヶ月以上続く長い梅雨、7月29日豪雨による最上川豪雨災害と改めて自然の脅威を感じる年でもありました。今年は災害のない稔り多い年となることをお祈りいたします。区報表紙には昨年の新庄土地改良区管内の四季の写真を一部掲載いたしました。今後も魅力のあるしんじょうの水土里をお伝えする区報にしていきたいと思っております。皆様からのご投稿お待ちしております。

第36号 令和3年2月20日

発行所
みどり
水土里ネットしんじょう

新庄市金沢字宮ノ次郎4273番3
TEL.0233-22-3588 FAX.0233-22-2335
URL <http://midorinet-shinjo.jp>